

配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法上では雑所得として扱われます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入から必要経費（交通費、材料費等）を控除した額です。一方、派遣就業で支払われた賃金については給与所得となります。岩手県シルバー連合会より昨年末に源泉徴収票をお送りしております。

$$\{[(\text{配分金} - \text{必要経費控除 } 55 \text{ 万円}) + (\text{公的年金} - \text{公的年金等控除})] - (\text{基礎控除 } 38 \text{ 万円} + \text{その他の所得控除})\} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

- ①配分金収入にかかる必要経費が額が55万円以上ある場合は、配分金収入から必要経費を全額控除できます。
- ②必要経費の額が55万円未満の場合は、配分金は「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」に該当し、55万円を上限に配分金収入から控除できます。
- ③公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。
- ④給与収入がある会員は、最低55万円（収入金額を限度とする）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入にかかる控除額は、55万円から給与所得を控除した残高が限度です。

<④の場合の例示>

会員Aさん（68歳）

・配分金収入 35万円（うち必要経費：5万円）
・給与収入 21万円（派遣就業などの賃金）
・公的年金収入 150万円

(1) 配分金収入及び給与収入に係る所得の控除

$$\begin{array}{l} \text{(最低保障額)} \qquad \qquad \text{(給与所得控除額)} \qquad \qquad \text{[雑所得(配分金所得)分の最低保証額]} \\ 550,000 \text{円} \quad - \quad 210,000 \text{円} \quad = \quad 340,000 \text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(最低保証額残高)} \qquad \qquad \text{(配分金収入)} \qquad \qquad \text{[雑所得(配分金所得)分の特例経費]} \\ 340,000 \text{円} \quad < \quad 350,000 \text{円} \quad \rightarrow \quad 340,000 \text{円} \quad \text{最低保証額の残高で頭打ち} \end{array}$$

したがって、この場合は、

$$350,000 \text{円} - 340,000 \text{円} = 10,000 \text{円} \text{ が控除後の所得となります。} \langle A \rangle$$

(2) 公的年金収入に係る雑所得の控除

$$1,500,000 \text{円} \times 100\% - 1,200,000 \text{円} = 300,000 \text{円}$$

※割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算票」（税務署にあります）から算出して下さい。
よって、この場合は、300,000円が控除後の所得となります。〈B〉

(3) 基礎控除

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額は

$$\langle A \rangle \qquad \qquad \langle B \rangle \\ 10,000 \text{円} \quad + \quad 300,000 \text{円} \quad = \quad 310,000 \text{円}$$

基礎控除の380,000円を引くと

$$310,000 \text{円} - 380,000 \text{円} = 0 \text{ (マイナスの場合は0)}$$

したがって、会員Aさんの場合は、課税所得はないので確定申告は必要ありません。

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は確定申告の必要はありません。

※ 配分金・給与・公的年金以外の収入がある方、
その他の控除等については最寄りの税務署にお尋ね下さい。

以下は国税庁のページで、年金や配分金について載っています。

ご参照下さい。

[年金<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm)

[雑所得控除<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm)

[具体例<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810_qa.htm#q1>](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810_qa.htm#q1)